

論点に対する回答

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>経済団体からは、①同一資本の企業グループ内における社会保険業務を、グループ内のシェアードサービス会社が行う場合に、社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）第 27 条の「業務の制限」の対象外とすべき、②「①」の実現が困難な場合には、シェアードサービス会社に所属する「勤務社労士」に対して、企業グループ内の別法人の社会保険業務（作成・届出）の実施を早急に認めるべき、といった要望が挙がっている（平成 31 年 1 月 31 日行政手続部会）。</p> <p>これに関連して、以下の点に関し御教示ください。</p> <p>① 現行制度上、シェアード会社に勤務社労士が勤務している場合に、提出書類等の省略などの何らかの社会保険申請手続上のメリットはあるのか。</p>
【回答】	<p>勤務社会保険労務士を含む社会保険労務士が労働社会保険諸法令に基づく事務を行う場合に、一定の条件のもと、添付書類等の省略が認められる。</p> <p>ただし、勤務社会保険労務士は、あくまで自らが勤務するシェアード会社に係る事務を行えるのみであり、企業グループ内の別法人に係る事務を行うことはできない。</p>

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	② 勤務社労士は、勤務する事業所を登録することとされているが、複数事業所を登録して（例えば、シェアード会社とグループ内の複数の事業会社）、電子申請等の手続を行うことは可能か。
<p>【回答】</p> <p>シェアード会社とそのグループ内の複数の事業会社に勤務している勤務社会保険労務士がいる場合（多数の事業会社に渡る場合、実際に勤務実態があると言えるかについては疑義があるが）、当該勤務社会保険労務士はそれぞれの会社の業務において、当該会社の労働社会保険諸法令に基づく事務（電子申請を含む）を行うことができるのみである。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	③ 厚生労働省から、「シェアード会社の従業員に社会保険労務士がおり当該社会保険労務士に直接委託する場合、・・・電子申請等の手続を行うことは可能。」との御回答をいただいた（平成29年10月5日行政手続部会第1検討チーム）。シェアード会社の従業員である社労士にグループ会社が直接委託する場合に、雇用契約や就業規則等を考慮すれば、勤務時間中にシェアード会社から賃金を得て行う業務として、社会保険申請手続を行うことも可能であるという趣旨であると理解してよいか。仮に勤務時間中の業務でないとすれば、従業員である社労士はグループ会社以外から直接委託を受けることも可能か。
<p>【回答】</p> <p>平成29年10月5日の回答については、シェアード会社の従業員である社会保険労務士が、勤務の傍ら、自ら社会保険労務士事務所を開業している場合において、当該開業社会保険労務士の立場として業務を直接受託する場合があるが、現実的には難しいと考える。</p> <p>なお、開業社会保険労務士としてシェアード会社の業務と関わりなく業務を受託する場合、グループ会社以外から業務を受けることについて、社会保険労務士法上の制約は無い。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	④ 国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通暁した資格者であるという点では、勤務社労士と開業社労士は、専門能力として同水準であると考えられる。勤務社労士が所属しているシェアード会社におけるグループ会社にかかる社会保険申請等手続についても、法 27 条但書の業務制限解除（現行政令上は、公認会計士、税理士等に関する付随業務等が対象となっている）に追加することにより、かかる手続を行える旨を明確化すべきではないか。
<p>【回答】</p> <p>シェアード会社に雇用されている勤務社会保険労務士は、当該シェアード会社の指揮命令を受けて業務を遂行する立場にあり、同社の業務上の方針の影響を受けざるを得ない立場にあるのでグループ会社の労働社会保険諸法令に基づく事務を行うことはできない。</p> <p>勤務社会保険労務士の社会保険労務士としての専門的知識や能力は問題無いが、こうした影響を受けることで専門家としての公正な立場で当該業務を行うことができない恐れがあることが、その理由である。</p>	